

みずほ政策インサイト

2009年2月4日発行

高まる保護主義的措置の広がりへの懸念

～WTOレポートから～

〈WTO/FTA Watch 09-01〉

みずほフィナンシャルグループは
「お客様のより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」
をめざします。

Channel to Discovery

本誌に関するお問い合わせは
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 菅原淳一
junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp
電話 (03) 3591-1327 まで。

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、法務・貿易・投資等の助言やコンサルティング等を目的とするものではありません。また、本資料は、当社が信頼できると判断した各種資料・データ等に基づき作成されておりますが、その正確性・確実性を保証するものではありません。利用者が、個人の財産や事業に影響を及ぼす可能性のある何らかの決定や行動をとる際には、利用者ご自身の責任においてご判断ください。

【要旨】

- 世界的な金融・経済危機が深刻化する中、貿易面においても保護主義的な動きへの懸念が高まっている。これを受け、WTO では今般、最近の各国の貿易関連措置に関するレポートを作成した。当レポートからは、保護主義的措置が広がりつつあることが読み取れる。
- すでに各国は、輸入制限、輸出促進などの措置をとりはじめているが、なかでも先進国を中心に広がりつつある国内産業への公的支援が保護主義的なものとなるのではないかと懸念が強まっている。
- こうした保護主義的な動きを抑制するには、加盟国の貿易措置の動向をモニタリングする制度を WTO に設けるなどの策が有益であるが、最良の策は WTO ドーハ・ラウンド交渉を進展させることであろう。そのために、日本を含む主要国の強い政治的リーダーシップが求められている。

◆金融・経済危機下での保護主義的動き～WTO レポート～

世界的な金融・経済危機が深刻化する中、貿易面においても保護主義的な動きへの懸念が高まっている。これを受け、WTO（世界貿易機関）では、2009年1月26日に「金融・経済危機と貿易関連の動きに関する事務局長から貿易政策検討機関への報告」（以下、WTO レポート）¹を作成した。WTOには、WTO協定上の義務に関する加盟国間の紛争を扱う紛争処理制度（DS）の他に、加盟国の貿易政策・慣行を定期的に評価・検討する貿易政策検討制度（TPRM）がある。今回のレポートは、このTPRMの枠内で、事務局長の責任において、2008年第3四半期以降の貿易関連の動きについての情報提供を目的として作成されたものである。

そのため、今回のレポートでは、各国の最近の貿易関連の動きについて WTO 協定上の評価を行ったり、分析を加えたりはしていないが、いくつかの興味深い事実を指摘している。ここでは、その中から各国の貿易関連措置に関する部分を取り上げ、保護主義的措置が今後広まる可能性とそれへの対応策などをダボス会議での議論も踏まえて検討したい。

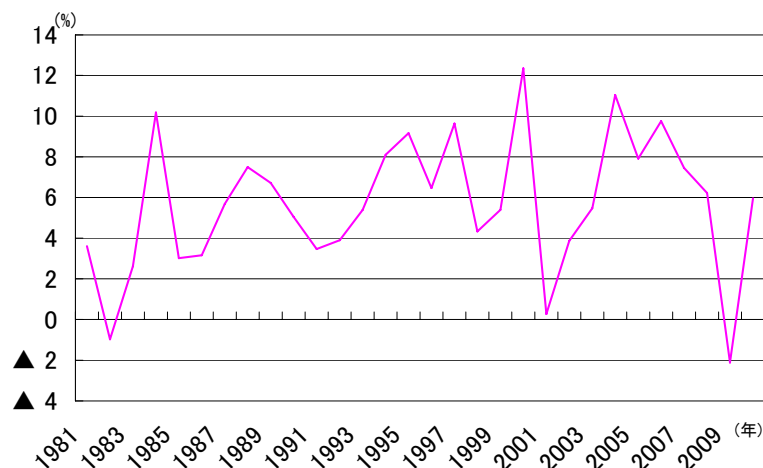
◆2009年の世界貿易は1982年以來の縮小へ

まずは、WTO レポートでも触れられている世界貿易の現状についてみておこう。世界経済が「100年に1度」と言われる危機的状況にある中で、世界貿易も大きな打撃を受けている。WTO 事務局によれば、世界貿易（実質）の伸びは2008年第3四半期以降落ち込み始

¹ 'REPORT TO THE TPRB FROM THE DIRECTOR-GENERAL ON THE FINANCIAL AND ECONOMIC CRISIS AND TRADE-RELATED DEVELOPMENTS,' WTO文書JOB(09)/2、2009年1月26日。

め、年末にかけてさらに悪化した。WTO 事務局では、2008 年通年の世界貿易の伸び率は4%に留まると予測している。

図表 1：世界貿易伸び率（世界銀行）



(注) 輸出量。2008 年は見込み、2009-10 年は予測。

(資料) The World Bank, [Global Economic Prospects 2009: World Trade](#)

世界銀行が 2008 年 12 月に発表した予測では、2008 年の世界貿易（輸出量）の伸び率は前年の 7.5%から 6.2%に減速し、2009 年には▲2.1%と世界貿易が縮小に向かうと予測している²。世界貿易の伸び率がマイナス成長となるのは、1982 年以來のこととなる（図表 1）。2009 年 1 月 28 日に発表された IMF の予測では、世界貿易（輸出入量、サービス貿易含む）の伸び率は、2008 年は 4.1%、2009 年は▲2.8%と予測している³。2009 年の予測は、前回 11 月予測の+2.1%から大幅な引き下げとなった⁴。

◆保護主義的措置の広がりへの懸念

こうした厳しい経済状況の下で、保護主義的措置の広がりへの懸念が高まっている。2008 年 11 月の「金融・世界経済に関する首脳会合」（G20 金融サミット）ではすでに、「金融が不確実な時期において、保護主義を拒否し内向きにならないことの決定的な重要性を強調」して、「今後 12 ヶ月の間に、我々は投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、世界貿易機関（WTO）と整合的でない輸出刺激策をとらない」こと、及び「WTO のドーハ開発アジェンダを成功裏に妥結に導くモダリティについて本年合意に到るよう努力する」旨を宣言していた⁵。

² The World Bank, [Global Economic Prospects 2009: World Trade](#), 2008 年 12 月 9 日。

³ IMF, [World Economic Outlook Update](#), 2009 年 1 月 28 日。

⁴ IMF, [World Economic Outlook Update](#), 2008 年 11 月 6 日。

⁵ 外務省「[金融・世界経済に関する首脳会合宣言（仮訳）](#)」、2008 年 11 月 15 日。

図表 2：2008 年 9 月以降の各国の貿易関連措置の例

国	貿易関連措置
インド	鉄鋼製品の関税引き上げ及び輸入制限
メルコスール	一部品目の対外共通関税の平均 5%ポイント引き上げ（未実施）
エクアドル	940 品目につき 5-20%ポイント関税引き上げ
インドネシア	一部品目の輸入港・空港を制限
アルゼンチン	一部品目での輸入ライセンス要求 / 小麦・トウモロコシの輸出税の 5%ポイント引き下げ
ウクライナ	13%の輸入課徴金賦課法案を議会が可決（大統領が拒否権発動）
ロシア	乗用車・トラックの関税引き上げ / 肉類輸入割当削減
EU	酪農品への輸出補助金供与再開
中国	3770 品目での輸出品付加価値税還付率引き上げ

（注）ロシアは WTO 未加盟。WTO リポートより一部を例示。

（資料）WTO リポートよりみずほ総合研究所作成

しかし、WTO ドーハ・ラウンドにおける 2008 年内のモダリティ（大枠）合意については、確かに合意に向けた努力はなされたが、合意のための閣僚会合も開くことができず越年した。もうひとつの約束もかなり怪しい状況になっている。すでに G20 金融サミット参加国も含め、保護主義的な措置をとる国が現れ始めている。WTO リポートでは、その例が紹介されている（図表 2）。

まず、輸入制限的措置として、関税引き上げ、輸入数量制限といった直接的な措置や、輸入製品に適用される規格や基準の厳格化、輸入ライセンス要求、輸入港・空港の制限等の円滑な貿易を妨げる措置などを導入する国が増えつつある。例えばインドでは、G20 金融サミット直後の 2008 年 11 月 18 日、鉄鋼製品と大豆粗油の関税免除措置が撤廃され、それぞれ 5%、20%の関税が課されるようになった⁶。また、鉄鋼製品にインドの独自規格（インド工業規格）の取得が義務付けられたため、日本からの輸入が困難となり、現地で操業する日系自動車メーカーの生産が一部停止する可能性があるとも報じられている⁷。

また、輸出促進策として、輸出税の削減・撤廃、輸出補助金供与などの措置をとる国も現れている。特に、EU がこれまで停止されていた酪農品に対する輸出補助金供与の再開を決定したことは、WTO ドーハ・ラウンドにおいてすべての形態の輸出補助金を 2013 年までに撤廃することが既定路線となっていることに逆行するものとして、強い非難の声が上

⁶ Central Board of Excise and Customs, the Department of Revenue, the Ministry of Finance, [Press Note](#), 2008 年 11 月 19 日。

⁷ 「インド『鉄鋼』で保護措置」、読売新聞、2009 年 1 月 25 日。

がっている⁸。

アンチ・ダンピング措置などの貿易救済措置の濫用も懸念されるが、WTOレポートによれば、2008年後半にアンチ・ダンピング措置の調査開始件数が急増したという事実はないという。ただし、同レポートは、2009年に貿易救済措置の発動件数が増加する可能性も指摘している。

保護主義的措置の広がりという文脈で現在最も懸念されているのは、先進国を中心に広がっている国内産業への公的支援である。WTOレポートでは、特に自動車産業への公的支援を取り上げ、米国等9か国の事例を紹介している⁹。同レポートは、各国の公的支援策の詳細が明らかでないこともあり、これらの措置に関しては何ら評価を加えていない。しかし、これらの措置がその運用によっては保護主義的措置となる可能性があり、主要各国は自国も同様の措置をとりながらも、他国の動きを注視している。また、途上国からは、先進国のように財政措置によって国内産業を支援する余裕のない途上国は、関税引き上げ等の措置をとる以外に国内産業を保護する手段はないとの声も聞こえはじめている¹⁰。

◆保護主義的措置への対応

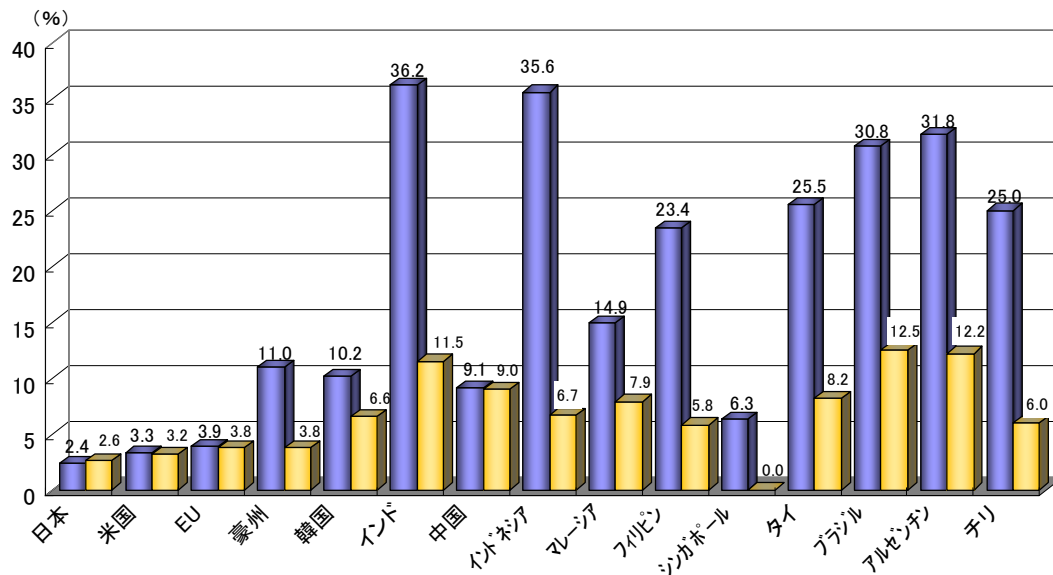
以上の措置の中には、WTO協定違反となる可能性が高いものも一部含まれていると思われる。しかし、最も直接的な関税引き上げであっても、必ずしもWTO協定には違反していないケースもある。特に途上国の場合、WTO協定上約束している関税率（譲許税率）よりも実際に適用している関税率（実行税率）の方が低くなっているケースが多くみられる（図表3）。この場合、実行税率を譲許税率を超えて引き上げればWTO協定違反となるが、譲許税率を超えなければWTO協定違反とはならない。例えば、前述したインドのケースでは、鉄鋼製品の関税率が0%から5%に引き上げられたが、インドの鉄鋼製品の譲許税率は多くの場合40%であるため、これをWTO協定違反に問うことはできない。したがって、これまで自発的に下げていた実行税率を譲許税率を超えない範囲で引き上げる途上国が増えることも考えられる。WTOレポートも、WTO協定に抵触せずに、加盟国が実行税率を引き上げる、あるいは貿易歪曲的補助金を増額するといったリスクがあることを指摘している。

⁸ 豪州やブラジルなど19の農産物輸出国で形成されるケアンズ・グループは、保護主義に抗しなければならぬ時にEUがこうした措置をとったことは「極めて否定的なシグナルを送るもの」として措置の撤回を求めている。The Cairns Group, '[Cairns Group Ambassadors call on EU to reverse recent decision on export subsidies](#),' 2009年1月27日。

⁹ WTOレポートの文末には、「国家救済措置・計画及び金融機関への保証スキーム概観」が添付されている。

¹⁰ 例えば、アルゼンチンは、WTOドーハ・ラウンドの非農産品分野交渉において、同旨の主張を展開している。WTO文書[TN/MA/W/109](#), 2008年11月25日。

図表 3：主要国の譲許税率と実行税率（非農産品）



(注) 青(左)が譲許税率、黄(右)が実行税率。非農産品単純平均。実行(MFN)税率は、タイは2006年、その他は2007年。

(資料) WTO, *World Tariff Profiles 2008* よりみずほ総合研究所作成

現状では、こうしたWTO協定の枠内でとられている措置について評価・検討する制度としてTPRMがある。しかし、TPRMで審査対象となるのは、日米など貿易量の多い加盟国で2年ごと、大半の加盟国では6年に一度しかない。ただし、今回のレポートがTPRMの枠内で作成されたことを鑑みれば、運用によってTPRMをWTO協定違反ではないもののWTOの理念や目的に沿わない措置について評価・検討し、当該措置をとる加盟国に改善を求める場として活用できるかもしれない。また、「保護主義的な政策の拡大を未然に防ぐ」ことを目的として、「WTO協定違反ではないが、世界貿易の縮小につながる懸念がある」措置をも調査対象とする作業部会をWTO事務局内に設置する計画が報じられている¹¹。措置の是正は加盟国の自発的行動に拠らざるを得ないが、こうした制度が整えられれば、保護主義的措置が拡大することを抑止することにつながるだろう。

他方、WTO協定違反が問われるような場合には、WTOの紛争処理制度に持ち込まれる案件も出てくるのが想定される。その場合でも、紛争処理制度の枠内で行われる協議によって解決されることが望ましいが、一部は小委員会(パネル)の裁定を仰ぐケースも出てくるだろう。この場合、協定違反を認定された被申立国が裁定に従って当該措置を是正すればよいが、当該措置を継続すれば、勝訴した申立国が対抗措置を発動することが可能となる。対抗措置として関税引き上げなどの措置を申立国がとれば、貿易はさらに縮小することになるだろう。こうした事態が続けば、WTO体制自体に対する信頼も揺らぎかねない。もっとも、WTOの紛争処理手続には年単位の時間を要するため、こうした事態が2009

¹¹ 「保護貿易防止へ新制度」、日本経済新聞、2009年1月18日。

年中に起こる可能性はあまりない。

ただし、各国の公的支援を受けた企業からの輸出に対して相殺関税を課すケースが出てくることも考えられる¹²。WTOレポートが指摘しているように、国内産業への公的支援は、それを実施している国も、対象となる産業も拡大しつつある。この動きに対して互いに相殺関税措置を発動し合うような事態となれば、世界貿易に与える負の影響は大きいものとなるだろう。

すでに2008年11月に欧州委員会のバローゾ委員長は、米国の自動車産業救済策がWTO協定違反であれば、WTO上の措置をとると述べている¹³。ある国の保護主義的措置は、他国の保護主義的措置や対抗措置を誘発し、貿易を縮小させ、世界経済にさらなる悪影響を及ぼす。そうした事態が生じないよう各国が保護主義的措置を自制することが期待される。前述のTPRMの活用や新制度の導入は、加盟国間の「相互監視 (peer pressure)」により、加盟国の自制心を呼び覚ますのに役立つだろう。

◆ダボス会議：困難な「保護主義との闘い」

先週1月28日から開催された世界経済フォーラム2009年年次総会(ダボス会議)では、保護主義的措置の広がりへの懸念が、重要なテーマのひとつとなった。同会議で特別講演を行った麻生首相も「日本は、1929年の大恐慌の教訓を踏まえ、決然と保護主義と闘います。そして、WTOドーハ・ラウンドの早期妥結に向け各国と協力してまいります。」と述べている¹⁴。

しかし、ダボス会議における「保護主義との闘い」と題されたセッションは、その闘いがいかに困難であるかを証明する場となったようだ。1月31日に開催された同セッションでブラジルのアモリン外相は、先進諸国における国内産業の公的支援に懸念を示し、保護主義的措置が経済ナショナリズムへと陥ろうとしていると訴えている。なかでも、現在米議会で議論されている景気対策法案に盛り込まれている「バイ・アメリカン (Buy America(n))」条項については、参加者から強い懸念が表明された。一般に、米国における政府調達や公共事業での米国製品の優先利用を義務付ける規定を「バイ・アメリカン」条項と呼ぶが、1月28日に下院で可決された法案では、鉄鋼についての「バイ・アメリカン」条項が盛り込まれている。上院の審議では、対象を鉄鋼以外にも拡大することも検討されていると報じられているが、こうした動きには米国内からも貿易相手国に誤ったメッセージを送ることになるとして反対する声が上がっている¹⁵。しかし、バイデン副大統領はこの条

¹² 相殺関税制度は、「輸出国の補助金を受けた輸入貨物に対し、国内産業保護のために補助金額の範囲内で割増関税を課す制度」である。当該貨物の輸入により、国内産業に実質的な損害があることなどが発動要件とされている。財務省「[相殺関税制度について](#)」。

¹³ [‘EU might complain to WTO over US car plan –Barroso,’](#) Reuters, 2008年11月14日。

¹⁴ 外務省「[ダボス会議における麻生総理大臣特別講演『私の処方箋 ～世界経済復活に向けて～』](#)」、2009年1月31日。

¹⁵ *Inside U.S. Trade*, 2009年1月29日。

項に理解を示す発言をしており¹⁶、今後この法案がどうなるのか、予断を許さない状況にある。

ダボス会議に参加したインドのナート商工相は、「保護主義的措置には保護主義的措置で対応せざるを得ないが、それは誰のためにもならないだろう。」と述べている¹⁷。保護主義に抗すべきであることは各国の共通認識になっているにもかかわらず、各国が国内の保護主義的措置を求める圧力に抗うのは極めて困難である。今回のダボス会議は、この点を如実に示す場となったのではないだろうか。

◆保護主義的措置の広がりに対する最良の抑止策—ドーハ・ラウンド交渉の進展

1月31日には、ダボス会議の場を利用して18か国・地域の閣僚級が参加したWTO非公式閣僚会合も開催された¹⁸。会合後の議長声明では、各国が自国で直面する保護主義に抗しなければ、保護主義的措置のドミノ現象を引き起こす危険があること、貿易は現在の危機への対応策のひとつであり、ドーハ・ラウンドを最終合意に至らせなければならないことなどが指摘された¹⁹。一方で、同会合の議長を務めたロイター・スイス副大統領兼経済相自身が、国内で雇用が脅かされている状況下でさらなる貿易自由化を求めることは政治的に極めて困難であることを指摘している²⁰。

WTOレポートは、保護主義的措置が広がりを見せる危険がある現在、ドーハ・ラウンド交渉において早期にモダリティ合意に至り、最終合意への道を開くことの緊急性がより増していると指摘している。ダボス会議の上記セッションにおいても、参加閣僚は同様の結論に達している²¹。WTO非公式閣僚会合の議長声明では、4月のG20金融サミット前及び6月末のOECD閣僚理事会時に閣僚会合を開催し、7月にはラミーWTO事務局長が閣僚会合を招集するというスケジュールが可能性として示されている²²。

それにもかかわらず、ドーハ・ラウンド交渉の進展につき、明るい展望は開けていない。その最大の理由は、保護主義的措置の広がりが交渉に与える負の影響であるが、もうひとつ、交渉の鍵を握る米国の立場が明らかでないことも交渉の見通しを不透明なものにしている。今回のダボス会議及びWTO非公式閣僚会合には、米国からは前政権で米国通商代表

¹⁶ 「バイデン米副大統領、『バイ・アメリカン』鉄鋼条項を擁護」、ロイター、2009年1月30日。

¹⁷ [‘Policymakers sound alarm over protectionism,’ Reuters India](#), 2009年1月30日。

¹⁸ 日本からは、二階経産相と石破農水相が参加した。

¹⁹ [‘Informal WTO Ministerial Meeting, Davos, 31 January 2009, Personal conclusions of Federal Councillor Doris Leuthard,’](#) 2009年1月31日。貿易措置のモニタリングが重要であり、これにつき広範な支持があった旨も声明に盛り込まれている。

²⁰ 注21参照。

²¹ World Economic Forum, [‘Annual Meeting 2009, Session “The Fight against Protectionism.” Session Summary,’](#) 2009年1月31日。このセッションには、アモリン・ブラジル外相、アシュトンEU貿易担当委員、キム韓国外交通商省通商交渉本部長、ロイター・スイス副大統領兼経済相、パンゲストゥ・インドネシア商業相、ラミーWTO事務局長などが参加していた。

²² 注19参照。

部（USTR）次席代表を務めたオルガイア大使が代表代行として参加したが、オバマ新政権は発足直後であり、ドーハ・ラウンドにどのような姿勢で臨むのかは明らかではない。民主党は、通商問題において環境及び労働問題を重視すると言われていたが、ドーハ・ラウンド交渉においても同様の姿勢を米国が示せば、交渉は2003年のカンクン閣僚会議を決裂に至らせた先進国と途上国の激しい対立を再び招くことになると、途上国の閣僚は強く反発している²³。

これだけ保護主義的措置の広がりへの懸念が高まっているなかで、「80%は合意に達している」（ラミーWTO事務局長）²⁴ドーハ・ラウンド交渉が後退するようなことになれば、保護主義的措置のドミノ現象を引き起こす可能性は一層高まる危険がある。WTOの補完策、あるいは代替策として期待されるFTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）においても、新たな交渉が困難になるばかりか、すでに既存のFTA・EPAの自由化約束の実施延期を求める声も上がりはじめている状況にある²⁵。

◆求められる政治的リーダーシップ

2008年11月のG20金融サミットにおける2つの約束は、ひとつは反故にされ、もうひとつも反故にされつつある。ここで踏み留まらなければ、麻生首相の言う「1929年の大恐慌の教訓」は生かされずに終わってしまう。この教訓を生かせるかどうかは、米国をはじめとする主要国が、国内の保護主義的措置を求める圧力に強い政治的リーダーシップをもって抵抗できるかどうかにかかっている。日本もまた、麻生首相の言葉を実行に移せるかどうか問われている。

（2009年2月2日記）

²³ [‘Acrimony dashes Doha hopes,’](#) *Financial Times*, 2009年2月1日。

²⁴ 注21参照。

²⁵ 「対日FTA、関税下げ延期要請も＝産業界が競争力減退懸念―ファーマ産業相・インドネシア」、時事通信、2009年1月29日。